

平成22年度 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

秋田中央交通株式会社およびグループ会社は、輸送の安全を確保するため、以下のとおり役職員全員が一丸となって取り組んでまいります。

1 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

2 輸送の安全に関する重点施策

輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施いたします。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有するよういたします。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施いたします。
- (6) 秋田中央トランスポート株式会社とは、相互に密接に協力、連携し、一丸となって輸送の安全の向上に努めます。

3 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

別紙1のとおりです。

4 輸送の安全に関する予算等実績額

輸送の安全と、ご利用の皆様の利便性向上のための投資を行います。

- 5 輸送の安全に関する体制
別紙2のとおりです。
- 6 重大事故等発生時の応援体制
別紙3のとおりです。
- 7 安全統括管理者
氏名 伊藤 博
役職名 専務取締役
- 8 安全管理規程
別紙4のとおりです。
- 9 輸送の安全に関する教育及び研修計画
別紙5のとおりです。

平成22年度輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

1 全社目標

(1) 人身事故ゼロ

(2) 構内、待機所等での事故ゼロ

(3) 健康起因による事故ゼロ

2 秋田営業所の目標

(1) 構内、ターミナルでの事故ゼロ

3 秋田東営業所の目標

(1) 人身事故ゼロ

(2) 踏切事故ゼロ

上記目標達成するため、標語を作成し、点呼時に復唱して、全員の意識を高める。

4 臨海営業所の目標

(1) 人身事故ゼロ

(2) 車両・物損事故の50%削減

5 当責、双責事故削減目標 (実績)

(件数、%)

| 営業所 | 20年度 発生件数 | 21年度 削減目標 | 21年度 発生件数 | 21年度 削減実績 | 達成率(%) | 22年度 削減目標 |
|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------|--------------|
| 秋田営業所 | 31 | 21 | 19 | 12 | 57.1 | 10 |
| 秋田東営業所 | 7 | 4 | 7 | 0 | 0.0 | 4 |
| 臨海営業所 | 17 | 12 | 12 | 5 | 41.7 | 7 |
| 合計 | 55 | 37 | 38 | 17 | 45.9 | 21 |

(A)

(B)

(B) / (A)

※ 平成21年度事故内訳

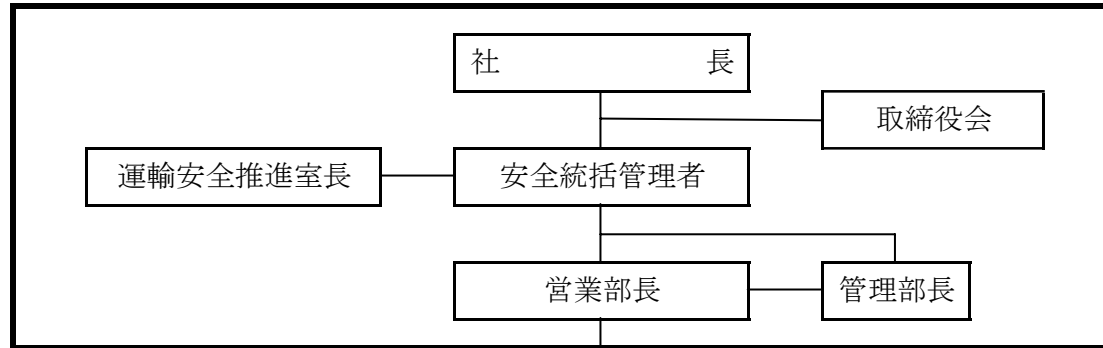
(件数)

| | 秋田営業所 | 秋田東営業所 | 臨海営業所 | 合計 |
|------------------|-------|--------|-------|----|
| 人身事故 (全て車内人身) | 1 | 2 | 3 | 6 |
| 車両事故 | 10 | 3 | 6 | 19 |
| 物損事故 | 8 | 2 | 3 | 13 |
| 計 | 19 | 7 | 12 | 38 |

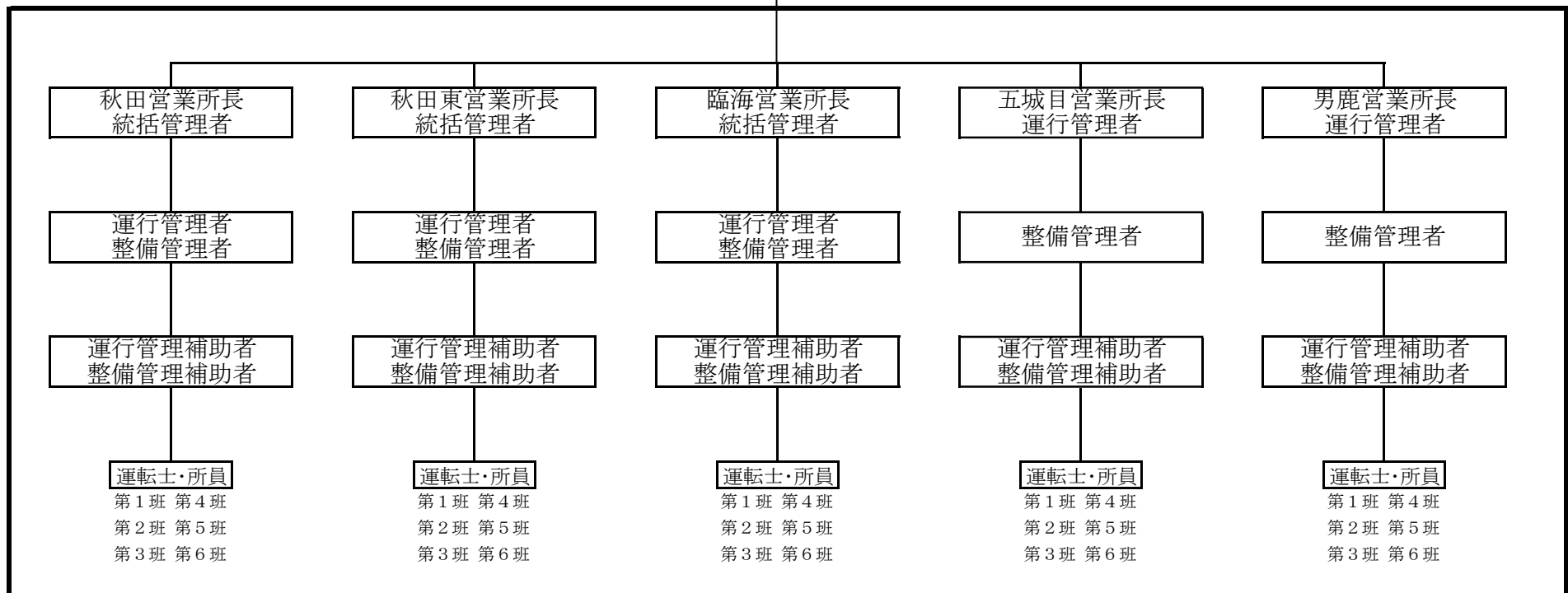
安全管理体制図

秋田中央交通株式会社

【本 社】

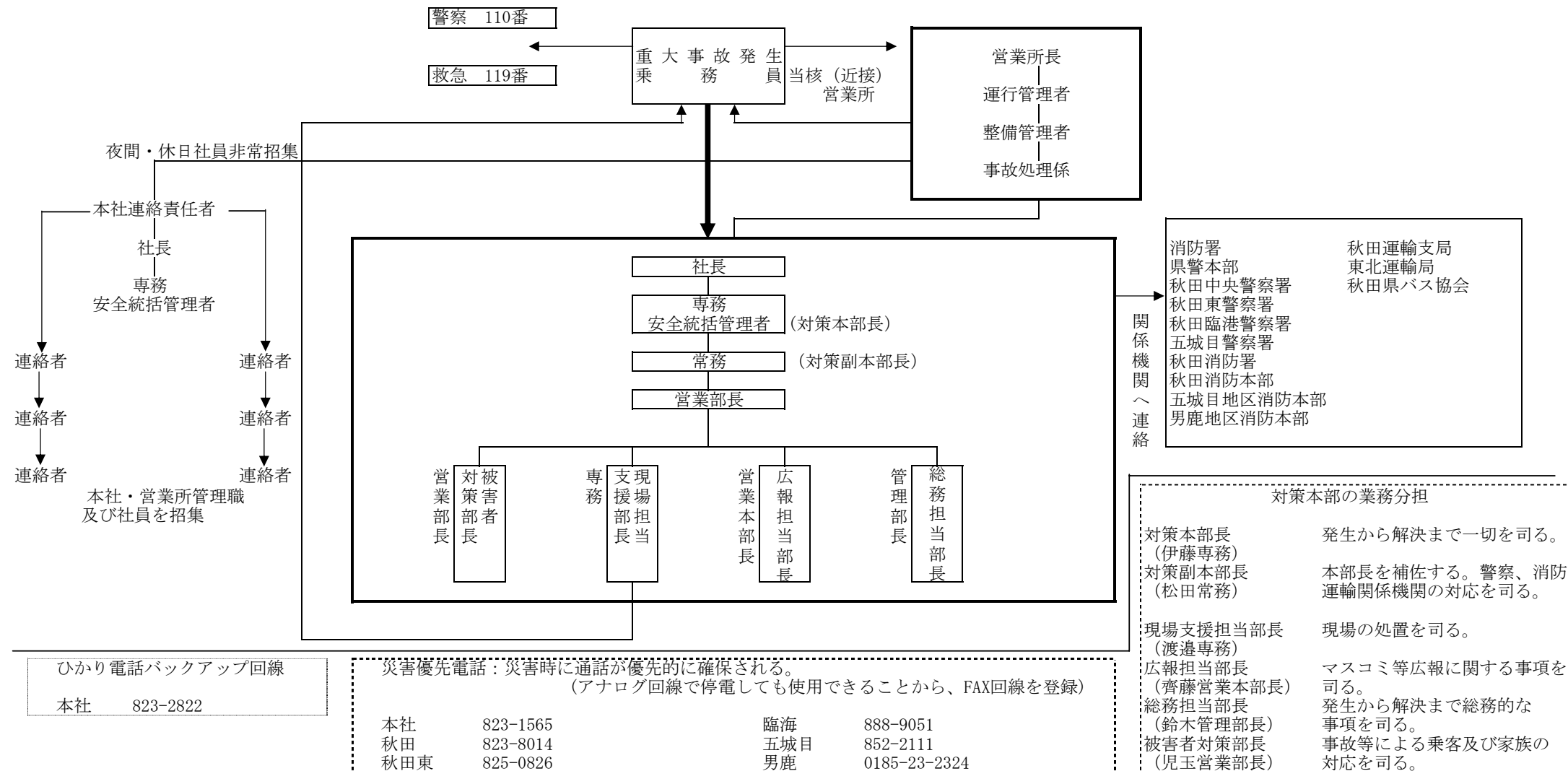


営業所



重大事故発生時応援体制

秋田中央交通株式会社



運輸安全マネジメント 安全管理規程

平成18年10月1日制定

平成21年11月1日改定

秋田中央交通株式会社

秋田中央交通株式会社安全管理規程

目 次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の方法

第一章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条及び第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規定は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 当社バスグループ会社とも密接に協力し、輸送の安全性の向上に努める。
- 3 管理の受委託の実施にあたっては、委託者及び受託者は相互に協力、連携し、一丸となって輸送の安全の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。
- 4 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
- 2 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所所員の指導監督を行う。
 - 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 取締役のうち、運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその責務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次の掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施設、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告すること。

- (6) 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるよう努める。
また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠避したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は社内の必要な部所・営業所に速やかに伝達されるよう努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方針を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のための必要と認める場合には、輸送の安全のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置を記録し、これを3年間保存する。

付 則

実施日 平成18年10月1日

改 定 平成21年11月1日

第4条の3 追加

制定年月日

平成18年10月1日

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
|------|-------|--|---------------|----------------------------|--|--------------------------|----------|------------|---------------------|-------------------------|----------|----|---------------------------------|---------------|
| 教育計画 | 乗務員 | ◎適正診断 3年毎 ◎事故惹起者研修 3か月毎(本社) ◎事故履歴調査 年1回 ◎事故防止委員会 営業所毎、年6回以上開催。 ◎伝達点呼(営業所) 毎月1回以上。 ◎飲酒運転防止講習 各営業所年2回 | 高速・貸切選任研修(本社) | 安全運転中央研修所派遣研修(自動車安全運転センター) | ※ 新規採用者には、都度初任者研修を実施。 初任診断の受診、事故履歴の確認、健康状態の確認を必須とする。 | | | | | | | | バス乗務員研修会(バス協主催)。乗務員サービス講習会(JTB) | 高速・貸切選任研修(本社) |
| | 運行管理者 | ◎一般講習 2年毎(選任者) ◎外部講師 NASVA他 「運行管理体制構築プラン」等予定 | | 運行管理者基礎講習 | 新任研修(本社) | 運行管理者一般講習 | | | | 運行管理者基礎講習 | 新任研修(本社) | | | |
| 安全計画 | 各種運動 | ◎管理者による営業所早朝点呼立会年2回以上。 ◎緊急連絡網の実証テスト(随時) | 春の全国交通安全運動 | | 車内事故防止キャンペーン。秋田県シートベルト・チャイルドシート着用強調月間 | 夏の交通安全県民運動 飲酒運転追放県民運動 | 秋の交通安全運動 | 交通安全シルバー運動 | 「4時からライト&乗ったらベルト」運動 | 年末年始の輸送安全総点検。飲酒運転追放県民運動 | | | | |